

# 小川町立小中学校再編計画（短期計画）

令和2年10月

小川町・小川町教育委員会

# 目 次

はじめに	1
1 短期計画の概要	2
2 再編の実施方法等	3
(1) 再編の背景	3
(2) 再編（二校統合）の形態及び計画の期間	4
(3) 通学方法	4
(4) 教育内容等の調整及び心のケア	4
(5) 統合に係る施設・備品整備	5
(6) 学校と地域・保護者とのつながり	5
(7) その他	6

## はじめに

少子化に伴う学校規模の適正化に係る課題については、全国で様々な取組が行われているところです。小川町においても、児童生徒数の減少に伴い、小中学校の小規模化が生じており、教育環境の改善が喫緊の課題となっています。

小川町教育委員会は、本町における望ましい学校教育の実現に資するため、学校の適正規模等について研究する外部識者による組織として、小川町小・中学校適正規模研究会を立ち上げ、平成30年2月に「小川町立小・中学校の適正規模に関する調査研究報告書」をまとめました。

報告書では、「学校の小規模化に対応して、現在の学校数を維持しながら手立てを講じていくのか、学校再編などの策を講じながら課題解決をしていくのか、具体的な方向を検討することが必要な時期にあると考えます。」とされています。

このような状況を踏まえ、町教育委員会では、町立小中学校における抜本的な教育環境の改善を図るため、平成30年7月に小川町立小・中学校適正規模・適正配置検討基本方針を定め、学校再編を中心に据えて検討を行うことを決定しました。平成30年第4回定例会（12月議会）において、小川町学校再編等審議会条例の可決をいただき、学校再編等について多角的、多面的に審議いただくための附属機関として小川町学校再編等審議会が設置されました。

町・町教育委員会では、平成31年3月に「小川町立小中学校の再編計画について」を同審議会に諮問し、令和2年3月には、諮問事項のうち短期計画について、答申「小川町立小中学校の短期再編計画について（答申）－東小川小学校を小川小学校に統合することについて－」が出されました。

このことを受け、町・町教育委員会では、小川町立小中学校の短期再編計画を策定するものです。

## 1 短期計画の概要

### 1 再編対象校

東小川小学校を小川小学校に統合する。  
東小川小学校の通学区域全てを、小川小学校の通学区域とする。

### 2 再編の時期

令和4年4月1日に統合を行う。

### 3 通学方法

- (1) 通学方法は、スクールバスを用いる。ただし、集合場所までは徒歩とする。
- (2) スクールバスに係る費用は、一部を保護者負担とする。

なお、通学方法については、公費負担等を含め、3年ごとの見直し、又は学校再編長期計画の策定に合わせて検討・見直しを行う。

### 4 教育内容等の調整及び心のケア

両校教職員・保護者代表等を中心として、「統合準備委員会」を立ち上げ、統合に係る諸課題の解決・調整を図る。

特に東小川小学校の児童に関しては、統合による心的ストレス等を軽減するため、統合前からの両校児童の交流等を行い、円滑な統合と統合後の学校生活の充実を図る。

### 5 統合に係る施設・備品整備

統合に伴い生じる必要な施設の整備・備品等の購入を行う。

### 6 学校と地域・保護者とのつながり

学校と地域・保護者とのつながりについて、調整を行い、当面の間は、現行の体制を維持する。

## 2 再編の実施方法等

### (1) 再編の背景

#### ① 東小川小学校の状況

児童数の減少及び複式学級の状況（見込）

東小川小学校行政区別児童数（未就学児を含む）													* 令和2年6月1日現在
行政区	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	
中爪（グリーンヒル）	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	
1丁目	3	2	4	0	3	1	2	2	0	2	2	1	
2丁目	1	1	1	1	1	2	2	3	0	6	2	3	
3丁目	1	2	1	0	1	0	0	0	0	5	1	4	
4丁目	0	1	1	1	2	1	0	0	0	2	3	1	
5丁目	0	1	3	0	0	0	1	1	2	2	2	3	
6丁目	0	1	2	4	1	1	5	1	4	3	3	5	
合計	5	8	12	6	8	5	10	8	7	21	13	17	
令和2年度							1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	
令和3年度						1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	64	
令和4年度					1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	59		
令和5年度				1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	44			
令和6年度			1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	49				
令和7年度		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	49					
令和8年度	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	44						

76

※6学年の右の数字は、当該年度の全校児童数  
※2つの学年を囲う太枠は複式学級の編制が見込まれる学年

#### ② 再編の必要性

教育環境の劣化を最小限に留めるため、複式学級への対応が急務です。

教育環境を整備し、望ましい学校規模を実現することにより、切磋琢磨できる教育環境や多様な個性に触れることのできる機会を創出すること等が求められます。

#### ※（参考）学校再編計画の基本方針

- (1) 近年における児童生徒数の減少に伴って生じている教育課題を緩和、解消するため、町立小中学校全校を対象として再編を行う。
- (2) 再編計画策定にあたっては、長期的な視点をもって行うとともに、併せて短期的な課題解決が可能な学校についての再編を行う。
- (3) 小学校の複式学級編制の状況を教育環境劣化の重要課題として捉え、再編を行う。
- (4) 再編に伴い通学距離等が変わることにより、環境の変化が生じる可能性のある児童生徒については、その安全確保を検討する。
- (5) 児童生徒の安全安心と教育効果の維持・向上を図るため、学校施設の老朽化への対策を検討する。

## (2) 再編（二校統合）の形態及び計画の期間

二校統合及び計画の期間は、以下のとおりとします。

令和4年4月1日に、東小川小学校を小川小学校に統合する。  
東小川小学校の通学区域全てを、小川小学校の通学区域とする。

## (3) 通学方法

通学方法は、以下のとおりとします。

- ① 通学方法は、スクールバスを用いる。ただし、集合場所までは徒歩とする。
- ② スクールバスに係る費用は、一部を保護者負担とする。

なお、通学方法については、公費負担等を含め、3年ごとの見直し又は学校再編長期計画の策定に合わせて検討・見直しを行う。

東小川小学校区の児童の通学距離が増大することに対し、児童の体力的な負担軽減と通学上の安全確保のため、現東小川小学校区の児童の通学には、原則スクールバスを利用します。

登校時については、所定の場所に徒歩で集合し、そこからスクールバスで登校します。

下校時については、学年ごとに下校時刻が異なることから、学年単位で同時刻に乗車することを基本にして、スクールバスにより下校します。

スクールバスに係る費用は、一部を保護者負担とし、一世帯当たりの月額は、実質1,000円程度の負担額を設定します。また、就学援助世帯については、スクールバスに係る費用を実質免除します。

なお、通学に対する町及び保護者の費用負担については、社会情勢の変化や学校再編の長期計画における他校区との調整、保護者負担の公平性等を確保する観点から、おおむね3年ごとに見直すこととします。

バスの利用に伴う諸課題への対応については、統合準備委員会で検討し、対策を講じていきます。

## (4) 教育内容等の調整及び心のケア

教育内容等の調整及び心のケアについては、以下のとおりとします。

両校教職員・保護者代表等を中心として、「統合準備委員会」を立ち上げ、統合に係る諸課題の解決・調整を図る。

特に東小川小学校の児童に関しては、統合による心的ストレス等を軽減するため、統合前から両校の交流等を行い、円滑な統合と統合後の学校生活の充実を図る。

両校の学校運営協議会の連携を図り、円滑に統合が進むよう、協議を進めていきます。

児童への対応として、学校生活に関することについて、総合的な内容の事前説明をします。また、統合に先立ち、双方の学校の児童同士や教職員の交流の機会を設けます。いじめや不登校の防止など、児童の心身の安全安心を図るための取組を行います。

保護者への対応として、学校統合後に想定される状況変化等の説明を行い、統合に向けての準備を行います。

なお、具体的取組については、「統合準備委員会」を中心に、以下の事項等について、その内容の検討及び調整を図ります。

〈検討・調整事項〉

- ・教育課程の調整（学校行事等）
- ・学校運営方法（学校の決まり等）
- ・通学班について
- ・学校支援組織（PTA組織、学校応援団等）

#### (5) 統合に係る施設・備品整備

統合に係る施設・備品整備については、以下のとおりとします。

統合に伴い生じる必要な施設の整備・備品等の購入を行う。

学校の施設・設備、備品等について事前調査を行い、既存の設備・備品等の活用も含め、統合後の教育活動に支障のないように整備を進めます。

#### (6) 学校と地域・保護者とのつながり

学校と地域・保護者とのつながりについては、以下のとおりとします。

学校と地域・保護者とのつながりについて、調整を行い、当面の間、現行の体制を維持します。

##### ① 地区行事等

地区の諸行事等について、これまでの学校と地区との関係を踏まえ、これまでの活動がいかされるよう行政区との調整を図ります。

##### ② 学校支援組織

PTA、学校応援団等の学校支援組織について、統合に伴う支援体制の変更

について調整を図ります。

なお、原則として、当面の間、現在の支援体制を維持することとします。

③ 放課後児童クラブ

統合に伴い、児童が環境の変化による影響を受けることに配慮し、東小川地区に放課後児童クラブの機能を維持します。

④ 災害時の避難場所等

東小川小学校の、地域の避難場所及び避難所としての機能を、当面の間、維持します。

(7) その他

東小川小学校と小川小学校の統合により生じる課題について、関係機関・町関係各課等と情報共有を図り、連携しながら対応していきます。